

〔資料3〕リスク分担表

分 類	項 目	注 釈	指定管理者	市	協議事項
法令改正	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生	各種税法を除きます		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ		○		
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張		○		
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生		○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（1件あたり20万円未満）	不可抗力によるものを含む 指定管理者が所有する備品を除く 1件とは、合理的な理由による修繕単位とする	○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（1件あたり20万円以上）			○	
	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）			○	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	指定管理者が一定の保険に加入するものとします	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害	不可抗力によるものを含む			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク		○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	不可抗力によるものを含む			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（原則として、休業補償は行いません。）				○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○		
	必要な資金の確保		○		
	物価・金利の変動		○		
	応募に係るコスト		○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○		